

警備業者及び警備員に関する報告について

昭和50年6月20日
保防第259号

1 報告の対象

警備業法（昭和47年法律第117号）第4条の規定により公安委員会の認定を受けた警備業者及び警備業法第9条の規定により公安委員会に届出をした警備業者に関するもの。

2 報告事項

(1) 警備業者及び警備員に関する犯罪状況

警備業者及び警備員による刑法犯、交通犯罪（交通事故に伴う業務上過失事件、道路交通法違反）、特別法犯等

(2) 警備業者及び警備員による協力状況

警備業者及び警備員による犯罪の検挙協力、犯罪通報、保護、人命救助、火災の早期発見その他の協力事案

(3) 警備業者及び警備員に対する非難状況

ア 警備業者及び警備員の各種警備業務に伴う苦情、トラブル等

イ 職務質問類似行為

ウ 警察官の行為と誤解された行為

エ その他の非難事案

(4) 労働争議等に関する警備業務の実施状況

警備業者及び警備員が労働争議、市民運動等団体又は集団の活動に関して警備業務を実施している事案

(5) 貴重品運搬警備業務に関する事件事故発生状況

現金輸送車両等に対する強盗、窃盗事件及び現金、貴重品等の紛失事案
その他の貴重品運搬警備に関する事件事故

(6) 制服等の盗難事件発生状況

警備員の制服、護身用具、警備業務用車両等の警備業務に係る装備資機材の盗難事件

3 報告要領

2の(1)から(6)については、それぞれ別記様式第1号から第6号により報告すること。

4 報告の時期

2の(1)、(2)、(3)及び(6)のうち特異又は重要なもの並びに2の(4)及び(5)の事案については、認知の都度別記様式の内容に従い直ちに電話で報告すること。その他の事案については、認知後速やかに別記様式により報告すること。